

第 3 回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録概要

1. 日 時 平成 29 年 10 月 11 日(水)13:00～15:00
2. 場 所 葉山町役場 3 階 協議会室 1
3. 出席者 在原理恵(委員長)、雨宮由美(副委員長)、杉野三千代、檜原絢子、菊池一美、大櫛重光、萩原崇至、鈴木創、柿本啓子、青木英子、加藤智史、守屋恵子、谷英明、今井昭子、中丸由美子
4. 議 題 ①障害者福祉計画の素案について
②障害福祉計画及び障害児福祉計画の素案について
③障害福祉サービスの目標値について
④次回以降の開催日について
5. 資 料
資料 1 第 2 回葉山町障害者福祉計画策定委員会議事録(要約) 案
資料 2 葉山町障害者福祉計画 素案(抜粋版)
資料 3 「葉山町障害者福祉計画」の全体構成(案)

【開会のあいさつ】

事務局：これより第 3 回「葉山町障害者福祉計画策定委員会」を開催する。

出席委員が 15 人、欠席委員が 1 人と過半数の出席のため、規定により委員会は成立していることを報告する。資料の確認、また、前回委員会の内容確認について、**資料 1**により説明し、議事録の確認を行い、公文書として承認をいただいた。

【議事】

(1) 障害者福祉計画の素案について

委員長：それでは議事に入る。まず「(1)障害者福祉計画の素案について」事務局より説明を願う。

事務局：**資料 3**より「葉山町障害者福祉計画」全体構成の説明。障害福祉計画と障害児福祉計画を計画の 3 編と 4 編に分ける予定であったが、計画推進の考え方や、サービスの確保策など障害福祉計画と障害児福祉計画で共通する項目があるため、現行計画と同じく 3 編に二つの計画をまとめて掲載する形で、全体構成を作り直した。一体的に掲載はするが、各ページの中でどちらの計画なのかを明確に表示していく。

資料 2より障害者福祉計画の素案について説明。現在の「葉山町障害福祉計画」は計画期間を満了し、「葉山町障害者計画」は 6 年の計画期間の折り返し時期を迎え、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられた。「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら時点修正を含め必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第 5 期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第 1 期の計画を策定

し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していく。平成 28 年 4 月 1 日から施行された障害者差別解消法、平成 30 年 4 月に改正される障害者総合支援法、児童福祉法についてもこの計画の中に反映する。18 ページまでの修正箇所や追記については資料 2 のとおり。その中で、前回委員会の指摘を受け、15 ページ 4. 障害のある子どもの教育環境(3)通級指導教室の状況については、在籍者というところを通級児数に変更し表の中の通級指導教室の名称についても、ことば・きこえの教室と通称名で記載ではなく、正式名称の言語障害通級指導教室という表記に修正し、単位も通級児数という表記に修正した。アンケート調査については、今回 6 年の計画の折り返し地点ということで現行計画に記載されたものをそのまま転記する。葉山町自立支援協議会の役割についても現行計画通り転記するが、葉山町自立支援協議会における主な課題をまとめた表については、現在、自立支援協議会の中で新しい表のとりまとめが出来れば、新しい計画に掲載する。パブリックコメントの前までに間に合わない場合は、現行計画のものを引き続き使用する。19 ページ障害者計画、第 1 章計画の基本的な考え方 1. 計画の基本的な方向(1)基本理念について。今回、国指針の中で地域共生社会の構築について記載をすることになっている。現行計画の基本理念に書かれている内容がそのままということもあるが、実際には高齢者福祉計画と調整して、町としての考えかたを統一した形で載せていく。高齢者福祉計画では国指針にも「我が事丸ごと」という言葉を使うように、となっているが、障害者計画の国指針ではその言葉はどこにも出てこない。その言葉を使うかどうかは高齢者福祉計画と調整しながら検討していく。(2)基本目標について。基本目標 1 のこころのバリアフリーの推進は、障害のある人についての正しい理解について記載しており、差別解消の事はこちらに追記した。差別解消に向けて、詳細は施策の事業の内容に記載をしており、ここには法律の文章を簡単に載せている。基本目標 2 から 7 については現行計画通り。重点施策についても、現行計画通りとし、設定している 3 つの重点施策を引き続き重点的に取り組んでいく。第 2 章計画の体系についても体系に変更はないため現行計画通りとなる。

21 ページ以降の具体的な事業の内容について、資料 2 には現行計画を修正した事業だけ抜粋して記載した。具体的な事業の内容については関係各課に現在の進捗状況を照会したなかで、【取り組みの方向】の時点修正が必要な事業については、修正・追加をしている。修正・検討中の主な箇所について、23 ページ基本目標 1 1-2 ボランティア活動の活性化(3)ボランティア活動団体との連携について、廃止という調査結果を受け廃止と記載しているが、普段の活動の中でボランティア活動団体との連携は行っているとの話が社会福祉協議会からあった。新しく追記した(4)小地域福祉活動の推進と重なるところがあれば一体として記載した方が良いか、

廃止と記載するよりも継続と記載するか社会福祉協議会と検討しているため記載の仕方は保留としたい。25 ページ 基本目標 2 2-1 日中活動の場の充実(1)日中活動サービスについて、前回委員会の指摘を受け、取り組みの方向にある「近隣市に所在する」を「サービス提供事業所」と修正した。28 ページ 基本目標 3 3-3 相談体制の充実について、現状と課題にサービス等利用計画のことを記載しているが、前回委員会の指摘を受け、現在作成率は100%になったが、相談支援事業所の不足が課題になっているということを記載した。(1)相談支援事業に充実についても、作成率が100%になったことと、相談支援事業所の不足により対応体制が「厳しい状況になりつつあります」を「厳しい状況にあります」と修正した。29 ページ 3-4 発達障害のある子ども等への対応体制の充実について、現状と課題の障害児通所支援の児童発達支援事業の部分の表記について、現在町内に2カ所出来ているということを、前回委員会で指摘を受け修正した。30 ページ 基本目標 5 5-1 就労支援の総合的な推進(2)就労後定着支援事業について、NPO 法人地域生活サポートまいんどへ委託し就労後定着支援事業を行ってきたが、総合支援法の改正により平成30年4月から新たに障害福祉サービスの中に就労定着支援が創設される事を追記している。ただし、今まで行ってきた委託事業とこれから始まる就労定着支援をどのようにすみ分けていくかについて、詳細な内容が国から通知された段階で修正する可能性がある。32 ページ 基本目標 6 6-3 放課後対策等の充実について、現状と課題の町内に事業所がないという表記を、現在2つの事業所によりサービスが提供されています、と前回委員会で指摘を受け修正した。あわせて(1)児童・生徒の居場所づくりと(2)放課後等デイサービス事業の利用促進についても記載の内容を修正した。他21ページから33ページの時点修正の内容については資料2のとおり説明。

委員長：障害者計画について、質問等ないか。

委員：当事者団体の代表として感じたことだが、今まで自立支援協議会で意見を述べたり、青い麦の会で要望書を出したりしたが、かなりそのことを反映する努力をしていただいているという感じを受け、感謝する。まだ具体的にわからないところもあるが、一つだけ残念だったところは、就労支援が足踏み状態という感じを受けたところ。30ページに出てきた基本目標5 5-1 就労支援の総合的な推進(2)就労後定着支援事業について、NPO 法人地域生活まいんどへ就労後定着支援というものを委託しているということが書かれているが、これは具体的にはどういう支援なのか。

事務局：就労後定着支援は一般就労をした人の就労後の支援を行っている。就労移行支援事業所を経て就職した人は就労してから6か月間、事業所の定着支援が付くが、その6か月間を経過してしまった以降、だれもつかなくなってしまった人に対し継続して就労後定着支援事業で定着支援を付ける事が出来たり、また、どこの事

業所も通さないで就労した人がいきなり一般就労へ行ったがやはり一人では不安ということで、サポートが必要というときに就労後定着支援をつけて就労後のフォローをするという事業になる。

委員：ジョブコーチのようなことを続けていくということですね。わかりました。

委員長：今回の表記に関してはよろしいか。

委員：はい。

委員長：26 ページの移動に係る経費の助成について修正しているが、取り組みの方向の新しい文章だけ読むとあまり具体的にどう改善されたのかわからない。これは敢えて具体的に記載しないのか。

事務局：「移動手段の実態としては家族による送迎が多いため柔軟な対応が求められています」というところを消してしまっているが、家族による送迎を認めた。「家族による送迎が多いことからとは書いているが、もう少し具体的に補足する言葉を考える。

副委員長：これから 30 年に向けてどのように法律が変わってくるかわからないが、どんどん地域で障害者の人たちと共生していく方向性に行くのであれば、ボランティア活動に何らかの支援をしていくというものがないと、これからの流れに合わなくなってくる。具体的に今までのように講座を開いてほしいということではないですが、やはり主になってボランティアの活動を一緒に取り組んでいくという項目はなさないでいただきたい。

委員長：ほかに質問等いかがか。

委員：32 ページ 基本目標 6 6-3 放課後対策等の充実(1) 児童・生徒の居場所づくりについて、学童クラブに関する記載があり、「学童クラブ及び放課後等デイサービスを利用する調整を民間事業所等と連携しながら適切な対応に努めていきます」と非常に包括的に記載されている。今、町にある 2 つの学童クラブから当事業所が受託している発達障害者地域支援マネージャーに支援依頼が入っており、発達障害がある児童、支援級の児童、支援級には入っていないけれども個別の対応が必要な児童が学童クラブを利用し、支援困難に陥っているというケースがあった。あるケースに関しては、放課後等デイサービスと家族、相談支援事業所でカンファレンスを開き対応方法を伝えていくが、ここには学校との連携も非常に必要になってくるところ。学校との連携の部分、学童時にたんぽぽ教室を使っていたのであれば、たんぽぽ教室との連携、就学時にいかに就学前の療育の支援が就学後も継続して行われるかということについても記載されているとよい。

委員長：児童・生徒の居場所づくりのところにもう少し具体的に書き込んでいけるか。

事務局：学校や関係機関の連携は必要な部分であり、その内容については事務局で再度検討し、次回お示しできることがあれば記載していく。

委員長：他に質問等なければ、議事(2)障害福祉計画及び障害児福祉計画の素案について事務局より説明願う。

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の素案について

事務局：34 ページ 第3編障害福祉計画となっているが、ここに障害児福祉計画も載る予定になっている。第3編については障害者計画と異なり本資料では見え消し表記はしていない。35 ページ 第1章計画推進の考え方について。障害児福祉計画の策定が義務付けられることと、障害者総合支援法が平成30年4月に改正されることを受け、文章の追記と図の修正を行い、障害児支援事業が追加し、自立支援給付の訓練等給付のところに就労定着支援と自立生活援助を盛り込んだ。あわせて、37 ページの障害福祉サービスの中に就労定着支援と自立生活援助を加えた。

今回見込んだ数値については平成27年度から出しており、27年度28年度は年度末の3月の数値になり、平成29年度に関しては4月から8月提供の5か月分の推移から見込んだ数値になる。今後7か月分まで足し上げて推移を出していく予定になっており、平成29年度の数値はこれから変わっていく。平成29年度の数値が変わることに伴い30年度、31年度、32年度の見込み量の数値も変わっていくため、今回は数値よりも見込みの考え方がこれでよいかどうかのご意見をいただきたい。基本的な数値の見込みの出し方は平均の増減数より算出している。

38 ページ 1. 訪問系サービス(1)居宅介護支援について、平均増減数より算出。(2)重度訪問介護について、実績はないが、今後出てくる可能性より見込んでいます。(3)同行援護、39 ページ (4)行動援護については増減数というより、現在使われている利用者数がどれくらいいるのか、どれくらい使う可能性があるかを見込んでいます。(5)重度障害者等包括支援は実績も、地域に事業所もなく、利用実績につながらないと考えられるため、30年度以降も0で表記した。40 ページ 2. 日中活動系サービス(1)生活介護について、平均増減数とその他に特別支援学校の卒業者数を見込んでいます。41 ページ、42 ページ (2)自立訓練(機能訓練)、(3)自立訓練(生活訓練)は平均増減数より算出したが、支給期間が決まっているため増加はそこまで見込まずに1人ずつで見込んでいます。機能訓練の支給決定期間は1年6カ月、生活訓練の支給決定期間は2年間となる。43 ページ (4)就労移行支援も平均増減数と特別支援学校の卒業者数を見込んでいます。支給決定期間が2年間の期限があるため、人数の増加はあまり見込んでいない。44 ページ (5)就労継続支援A型は平均増減数より算出。45 ページ (6)就労継続支援B型もA型と同じように平均増減数より算出。46 ページ(7)就労定着支援は平成30年4月から施行される新しいサービスになるため27年度から29年度の実績はない。就労移行支援を使って就労した人に対し事業所は6か月間就労定着支援を行う義務があり、支援を続けてきたが、この就労定着支援がどのような位置づけでどのようなサービスになるのか詳細が

国から示されていないため、30 年度から 32 年度の見込みについては詳細が示されてから算出していく。(8)療養介護について、現在 2 人が入所しており、入所したいという希望が現在ないため 2 人のまま継続で見込み、増加は見込んでいない。47 ページ (9)短期入所は平均増減数より算出。また、今後通所施設への送迎の問題を解消し、利用を促進した場合及び町内の短期入所事業所の利用による伸び率を勘案している。48 ページ 3. 居住系サービス(1)自立生活援助については、就労定着支援と同じく 30 年から施行されるものになるため、詳細が示されてから見込み量を算出していく。(2)共同生活援助は把握している人数もあるが、施設入所から地域生活へ移行する人の数、入院中の精神障害のある人のうち地域生活移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数を勘案すると見込み量設定の考え方にあるが、県の考え方がまだ示されていないため、県の考え方が示されたら再度精査し、人数等を見込んでいく。49 ページ (3)施設入所支援は実績がほぼ 3 年間横ばいということもあり、国の指針に基づいて平成 30 年 3 月時点で実績から推計している。50 ページ 4. 指定相談サービス(1)計画相談支援は平均増減数より算出。51 ページ (2)地域相談支援(地域移行支援)、(3)地域相談支援(地域定着支援)について、地域移行支援については 27 年度 1 人の利用があり、28 年度、29 年度は利用がなかったが、今後いる可能性があるため 1 人見込んでいる。就労定着支援についても 27 年度から 29 年度まで実績はなかったが、今後いる可能性があるため 1 人見込んでいる。自立支援給付に関しては以上になる。

地域生活支援事業の見込みについて。52 ページの地域の概要については変更箇所がないため、現行計画の 108 ページをそのまま転記する。53 ページ 1. 必須事業(1)理解促進啓発事業について、昨年の実績が 2 回ということで今後も同様の可能性があるため 2 回で見込んでいる。(2)相談支援事業の平成 29 年度の相談支援事業の数は今後 3 事業所で見込んでいる。54 ページ (3)意思疎通支援事業である手話派遣事業については、平均で数値を算出した。設置事業については月曜日 13 時から 15 時まで 1 人で行っているためそのまま見込んでいる。要約筆記の派遣事業についてはニーズを調査し事業の実施方法を検討していく。55 ページ (4)日常生活用具給付事業は平成 29 年 4 月～9 月までの実績で 6 か月間の推移を平均値及び増加数を基に各年度の総申請者数を見込んでいる。56 ページ (5)意思疎通支援者養成事業は手話奉仕員養成講座、フォローアップ・上級・基礎の講座になり、26 年度受講者の中から手話通訳者の試験に 1 人合格し、また、毎年参加数は増加している。各年度の受講者数を平均値で見込んでいる。(6)移動支援事業は平均増減数で算出しているが、毎年登録事業所数が増えているということも勘案し数値を見込んでいる。57 ページ (7)地域活動支援センター事業については町内、町外と別れて記載している。町外の数値がまだ出ていないため、今回は現行計画の数値のまま記載しているが、次回お示しする。2. 任意事業(1)更生訓練費給付事業は平成 18

年度に利用者が1人いたが、それ以降実績はないため、就労移行支援や自立訓練に準じて今後の利用数を見込んでいる。58 ページ (2) 日中一時支援事業は平均増減数より算出。(3) 訪問入浴サービスは平成26年5月から利用者が事業所を自由に選択できるようにサービスを変更しており、現在利用は1人で今後利用される予定のニーズがあまりないため1人のまま見込んでいる。つづいて子ども育成課より説明する。

事務局：障害児の支援利用の見込み量について。障害児支援の概要については、障害児通所支援と障害児入所支援に分けて表記している。児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援という通所支援のうち児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援の見込み量を次ページより掲載した。60 ページ (2) 障害児支援事業の見込み量 1. 障害児通所支援(1) 児童発達支援については就学前の療育の通所支援になる。27年度から29年度の実績の推移、伸び率等の推移から30年度から32年度の見込みを算出し、町立のたんぽぽ教室の利用者、町内2カ所の児童発達支援事業所の利用者の数で見込んでいる。ある程度対象者は利用していると考えているが、たんぽぽ教室を利用しながら通う対象者が数名いるため、少しずつ増加を見込んでいる。(2) 放課後等デイサービスについても27年度から29年度の実績の推移より算出。この事業については利用者が大変増加している。町内に放課後等デイサービスの事業所が出来たため、町内の利用がかなり伸びている。ただ、児童発達支援と同じくある程度対象者は利用しているため、新たに小学校1年生に上がる対象者などが数名毎年増えていくと考えている。今までは大幅に増加していたが、これから3か年については少しずつ利用の実人数が増えていくのではないかと考えている。61 ページ (3) 障害児相談支援について、放課後等デイサービスと児童発達支援の利用者の見込みで30年度から32年度の見込みを算出した。相談利用実人数は過去3年あまり増加していないが、30年度以降、少しずつ増加する見込みである。児童発達支援、放課後等デイサービスの民間事業所を利用するときは障害児支援利用計画を作成しており、平成28年度末では計画作成率は100%になっている。前回委員会の指摘にもあったように、計画を作る相談支援事業所が少なく、支援センター風に依頼しているが、もう一つサービス利用計画ができる事業所があるため、2箇所で行えるよう推進している。

事務局：62 ページ 第4章サービスの確保策については、資料3より説明したとおり障害福祉計画と障害児福祉計画の両計画で共通する項目であるため、まとめて第4章に掲載する。

委員長：見込みの設定の考え方について他に質問等いかがか。

36 ページ 自立支援給付の重度訪問介護の内容については対象拡大されていると思うので記述が古い。修正をお願いしたい。

事務局：確認して修正する。

委員長：48 ページ 共同生活援助の国の基本方針の文章について、現行計画の文章と同様で、「グループホームの第一の一の 3 の機能」と書いてある。拠点の話だが、これだと読んでもわからないのではないか。

事務局：書き方を変えていく。

委員長：56 ページ 移動支援事業の実施箇所というのは事業所数か。

事務局：町に登録をしている事業所数である。

委員長：60 ページ 放課後等デイサービスの人数の見込み量について、説明では大変増加しているが、ある程度対象者は利用しているので、これからはそれほど伸びず、少しずつ増加すると見込んでいるとの説明だった。増える人数が同じで増えているがこれでよいか。

事務局：就学前にたんぽぽ教室を利用している対象者が小学校に就学し、新 1 年生のうち 5 名程度が利用している。多少のずれはあるかもしれないがそれが 5 人の根拠。現在も 5 人の対象者が使っている。たんぽぽ教室に通いながら児童発達支援を利用している対象者が 5 人、就学して同じように放課後等デイサービスを使うのが 5 人ということで推測している。

委員長：文章表記と齟齬がある感じがしたが、そうではないか。

事務局：61 ページ 考え方の最後で「就学する児童(新 1 年生)が新たに利用し、少しずつ増加することを見込んでいます。」という表記の仕方になっている。

委員長：町の現状と実績のところには、これまで過去 3 年間は大幅に増加していたと書いてあり、これからは少しずつ増加すると見込んでいますと書いてあるが、人数だけ見ると同じように増えているがそれは良いか。

事務局：ここは町の現状と実績を書いており、確かに 27 年度から 29 年度は人数がかなり増えているので、ここで大幅に増加していますという書き方をしているが、30 年度から 32 年度は 61 ページ 考え方の中で、ある程度の対象者が利用しているから少しずつ増加するという表記にさせていただいたのだが。

委員長：利用延べという増え方を見ればそうということか。

事務局：延べ利用の日数をもう一度考える。利用実人数は少しずつ増やしているが、利用延べ日数の方をもう少し考える。

委員長：61 ページ 障害児相談支援のところは特に障害児利用計画を作成する事業所数を記載する必要はないか。

事務局：そこも増えているということで、追記を考える。

委員長：ほかに質問等いかがか。

委員：39 ページ 重度障害者等包括支援について、国の基本指針や、町の現状と実績など読んだが、数字は全部 27 年度以降、これからの見込み量も 0 になっている。どういう支援なのか。

事務局：重度障害者等包括支援とは常時介助が必要な人、意思疎通が著しく支障がある人、四肢麻痺や寝たきり、並びに同じくらいの知的、精神障害があり行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護や同行支援、生活介護、短期入所、自立支援サービスを包括的に提供するというサービスになる。

委員：町の現状と実績に、「重度障害者等包括支援については地域に事業所がないためそういう理由で利用実績につながらないものと考えられます」とあるが、それが理由なのか。対象者がいないかどうかはわからないのか。対象者がいないから0になっているのか、それともほかのところに引っ越ししてしまったのか。それがよくわからない。少なくとも今までは対象者がいなかったということか。理由は事業所がないためではないということか。

事務局：包括的にできる事業所がなく、それに対してのニーズがないので居宅介護などを個々でサービスを入れている。

委員：ニーズがないというのは申し出る人がいなかったということか。

事務局：事業所がないのでそのサービスを提供できないということ。

委員：相談支援事業所から補足すると、私共はサービス等利用計画というサービスを使う計画を立てているが、事業の枠組みとして実際にこのような、重度訪問介護や重度障害者等包括支援というサービスがないのに計画を立てても、机上の空論になってしまう。実際あるサービスの中からこれに代わるサービスを導き出すために、重度障害者等包括支援に関しては居宅介護の部分と行動援護部分で賄っている。そのため重度障害者等包括支援は実績としてなかった、と相談支援事業所としては捉えている。同じく重度訪問介護に関しても同じようなことが言える。重度訪問介護については居宅介護支援を行っている事業所が主に重度訪問介護の指定をとるが、人間的に非常に長い時間を拘束され、医療的ケアに近いことをすることがあるので事業所が指定の足踏みをしてしまう。居宅介護事業所が指定を取り、利用者を出してしまうと事業所として回っていかないというのが現状のよう。重度障害者等包括支援について実績や見込み量が0になることの理由が、事業所がないからか、ニーズがないからかという線引きは明確に出来ないが、ニーズがあった際には今あるサービスの中で組み合わせて計画している。

委員長：よろしいか。

委員：見込み量の考え方の「なお、重度障害者等包括支援については、当面は利用がないことが見込まれます」というのは何を根拠にして考えればよいのか。

事務局：事業所がないため当面利用が見込まれないと考えている。

委員長：実際には重度障害者等包括支援でしか対応できないサービスではないということですね。計画に基づいていろいろ組み合わせればOKで、重度障害者等包括支援を使うメリットはあると思うが、メリットをあまり感じられないから事業所もできないと。ニーズがあるのに事業所がないのではどうかと思うが、個々のニ

ーズにはいろいろなものを組み合わせて対応できるという前提だと思う。

委員：ただ、国の制度改正の情報を見ると、やはり重度障害者等包括支援というのは強化していく指針である。見込み量全般に言えることだが、例えば、就労移行や一般就労に関しては、これから力を入れていく事業であるにもかかわらず、これまでと同じ伸び率でいいのか、地域移行に関してもこれから非常に重点化されていく中でこれまでの数字を基に考えてよいのかというのは一つ議論が必要である。

委員長：確かに。包括支援のところも国が力を入れていくとっていることも踏まえてこのままの記載ではよくないと思われる感じか。具体的にはいかがか。

委員：今一度、30年の制度改正を見返したうえで、何が重点的になるのかを委員会で共有したうえで数の見込みがこれで良いかという議論をしなければいけない。

委員長：他にはいかがか。

委員：先ほどの質問にお答えいただくのは保留とする。検討し回答をお願いします。また、43ページの就労移行支援について、この表の1人あたりの利用日数は1年ということでしょうか。

委員：1カ月です。

委員：すごく少ないと思っていたが、1ヶ月であればわかる。就労移行支援の事業所、あるいは、就労移行支援を利用してそこから一般就労に結び付いた人の数は把握しているか。

事務局：就労移行支援を利用して、一般就労した人の人数は把握している。この後説明予定の66ページ 目標4.福祉施設から一般就労への移行のところに記載しており、平成28年度就労移行支援を使って一般就労された人は3人となる。①平成32年度中に一般就労に移行する人の数(A)を参照。

委員：福祉施設が就労移行支援の事業所ということか。66ページは目標設定ということだが、②平成32年度中に就労移行支援事業所を利用する人の数の目標値が5人になっているが、目標値と見込み量とは違うのか。43ページでは32年度の見込み量は4人になっているが、これは目標と見込みが違うからなのか。

事務局：(A)のところで福祉施設というのは就労移行支援事業所かというご質問にはいとお答えしたが、平成28年度の福祉施設を退所し一般就労した人3人が3人とも就労移行支援を使っていたということだけであって、福祉施設は就労移行支援だけではなく就労継続A型やB型も含めて、福祉施設になる。他は(E)のところについてか。

委員：(E)の目標値が就労移行支援事業利用者数5人になっている。

委員長：時間も押しているため、目標値の話は後ほど説明をしてもらいたい。障害福祉計画の見込み量の数値については、今までの増減率でいいのか、強化していく視点も必要かということも含めて、また次回みなさんからご意見をいただきました。

い。次の障害福祉サービスの目標値について説明願う。

(3) 障害福祉サービスの目標値について

事務局：63 ページ 目標 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行について。目標設定の(A)平成 28 年度末の入所者数の実績数値は 17 人。目標値の設定について、国が示す指針は「平成 28 年度末時点の入所施設の入所者 9%以上が地域生活に移行」となっており、9%以上で設定しなければならないところを 17 人の実績に照らし合わせて算出し、2 人となった。(B)の地域生活移行数は 9%以上をクリアするための最低限の数ということで 2 人、分母が少ないので一人増えると%が一気に上がるということで(C)の生活移行率は国の 9%を上回った 12%となっている。(D)新たな施設入所支援利用者の見込みについても、国指針が「平成 32 年度末時点の入所者数を平成 28 年度末時点の入所者数から 2%以上削減することを基本とする」となっているため、2%をクリアするために設定した数値が 1 人になる。(E)平成 32 年度末入所者数は 16 人、(F)入所者削減見込みは 1 人、(G)削減率は 6%という数値が出た。福祉施設の入所者の地域生活への移行については推進していかなければならない事業であり、県の考え方は出ていないが、確認したところ、やまゆり園の事件もあるため国の指針の%よりも上回った数値で出すかもしれないという話はあった。具体的なものはまだ出せないとのことだったので、県の考え方が示されてからこちらもある可能性はあるが、現時点ではこのような数値を算出した。64 ページ 目標 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、現時点での状況を記載している。町としてどのように考えるかは、高齢者福祉・介護保険事業計画と連携し検討して記載内容を考えていく。また、国指針にあった協議会の設置については、県内の市町村でも地域の自立支援協議会の中で設置していくという市町村もあるが、現在の町自立支援協議会の中で精神障害の医療に特化した部会がないということ、現状の自立支援協議会の中でその役割を負うことは、まだ時期が早いということで、町としては近隣市との共同設置の方向で考えている。県の考え方を見て整理し、記載内容を検討する。65 ページ 目標 3. 地域生活支援拠点の整備、こちらは現行計画から設定された項目になる。今回の計画でも引き続き取り組んでいくという国指針が出ている。町として単独での整備は難しいため、県が実施する事業の活用や近隣市と連携して体制作りをしていくと現行計画には記載しており、今回も引き続き同様の形で体制整備を進めていく。内容は現行計画と同じ内容を記載している。66 ページ 目標 4. 福祉施設から一般就労への移行について、就労移行支援や就労継続支援などの事業所を使っている人が一般就労へ移行する人数の目標値になる。28 年度の実績から国が示す目標を達成する数値として記載している。28 年度の一般就労移行者数が 3 人に対して 32 年度の一般就労移行者数は 5 人で数値を算出。結果的に一般就労移行率は 1.7 倍になる。②平成 32 年度

中に就労移行支援事業を利用する人の数は、先ほどの就労移行支援事業を利用する数と一致しなければならず、実績は4人という形で一致しているが、2割以上増加させなければいけないため、結果的に32年度末には5人という数値を設定しなければいけない。ここについては福祉計画の数値と整合性をとっていく。③平成32年度中における就労移行支援事業所数は28年度末の就労移行支援事業所数も0であり、見込みが立たないため0で設定している。④1年後の職場定着率は、今回の国指針に新たに盛り込まれた内容になる。就労定着支援は30年4月から新たに設定された障害福祉サービスの事業になり、国指針では支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上になるようになっている。今回は簡単に記載しているが、どのような記載方法にするかについては、各市町村ばらばらで、国のQ&Aを見ると年度ごとにその割合を出す方が良いのではないかと書かれている。30年度は1年目になるので記載する内容は無いが、31年度32年度と年度ごとに分けて記載するか検討する。ここからは子ども育成課に説明をかわる。

事務局：68ページ 目標5. 障害児支援の提供体制の整備等について。国指針の趣旨には4つの項目があり、32年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置すること、同じく32年度末までに保育所等訪問支援のできる体制を構築すること、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること、また、30年度末までに、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること、の4項目になる。町には児童発達支援センターはないため、近隣市町村と連携を図りながら広域ということも含めて考えていきたい。保育所等訪問支援については専門職が保育園・幼稚園を回る巡回相談もあるため、その主旨と町が行っている事業を踏まえながら、今後示される県の考え方も含めて目標の達成に向けて次回お示しする。

69ページ 第4編計画の推進体制について、現行計画では127ページから129ページに記載しているが、この内容についても検討し次回お示しする。

70ページ 第5編資料編について、策定委員会の規則を一部改正した。第2条第3項に障害児福祉計画を追加した。

事務局：73ページ 3. 葉山町障害者福祉計画策定経過については、策定委員会と自立支援協議会の経過を掲載しており、30年3月には全部修正したものを経過として掲載する。

委員長：目標値については県の考え方もまだ出ていないため、次回を中心に意見を伺う。66ページの目標人数と見込み数が違うという指摘については5人で合わせるということによろしいか。

事務局：就労部分にもう少し重点的に取り組むべき、という意見をいただいております、目標4の5人も変わってくる可能性もあるので、精査する。

委員長：目標人数と見込み数は合わせるが、5人ではなくなるかもということか。

事務局：はい。

(4) 次回以降の開催日について

委員長：73 ページの日程より、今回第 3 回で、パブリックコメント前に 2 回開催を予定していたが、県の方針の提示が遅くなりそうなこともあり、1 回減らし第 4 回を 11 月末に行う見通しですすめたい。次回パブリックコメント前、最後になるため素案を固めたいと思う。

事務局：委員長より次回日程の提示を受け、調整を行った。

委員長：それでは、11 月 29 日水曜日の 13 時からということでよろしいか。

【閉会】

委員長：事務局か他にいかがか。それでは閉会とする。

<次回開催日> 平成 29 年 11 月 29 日(水)13 時から 15 時

